

市営住宅募集のしおり



多治見市建築住宅課

多治見市市営住宅入居者募集要項

市営住宅は、公営住宅法による国の補助とあわせ、市が市民生活の安定と社会福祉の推進を図るために建設し、お貸しする住宅です。

下記「市営住宅一覧表」に記載された団地の各棟の空き状況等に応じ、年3回（5月、9月、1月）入居者を募集します。

市営住宅の入居申込資格にはさまざまな制限がありますので、このパンフレットをよくお読みのうえ、申し込みをしてください。

1 市営住宅一覧表

- （構造の名称）
- ・簡 2・・・簡易耐火構造2階建
 - ・中耐3F・・・中層耐火構造3階建
 - ・中耐4F・・・中層耐火構造4階建

団地名	所在地	構造	間取り	戸数	交通機関	設備
高 根	高根町3丁目	中耐4F	3DK	120	JR「根本」駅 徒歩10分	水 洗
国 京	姫町6丁目	中耐3F	2K	14	JR「下切」駅徒歩8分	水 洗
			2DK	12		
			3DK	16		
旭ヶ丘 第2	旭ヶ丘8丁目	簡2	2DK	84	東鉄バス 「旭ヶ丘10丁目」停 徒歩8分	水 洗
			3DK	24		
		中耐4F	3DK	224		
向 島	笠原町字向島	簡2	3DK	10	東鉄バス「滝呂台」停 徒歩5分	水 洗
		簡2	3K	10		

（平成30年4月1日現在）

2 入居者の資格

入居者は次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 多治見市内に住所又は勤務場所があること
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 現に同居し、又は同居しようとする親族があること
 - ・ 近く結婚する方、事実上婚姻関係と同様の事情にある方については、入居者の資格に該当します（結婚予定の方は、入居可能日から3ヶ月以内に結婚し入居すること）。
 - ・ ただし、次に掲げる方は、2Kまたは2DKの間取りにおいてのみ、単身入居が可能です。
 - ア 満60歳以上の方
 - イ 障がい者の方
 - 身体障がい：1級から4級までの方
 - 精神障がい：1級から3級までの方
 - 知的障がい：精神障がいの程度に相当する方
 - ウ 戦傷病患者
 - （戦傷病患者手帳特別項症から第6項症までの方、又は第1款症の方）
 - エ 生活保護受給者
 - オ 原子爆弾被爆者（特別手当受給者）
 - カ 海外からの引揚者で、引き揚げた日から5年を経過していない方
 - * 同居親族がありながら不自然な形に世帯を分離して単身で申し込むことはできません。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと
（住宅所有者、公営住宅の入居者は、原則、住宅に困っているとみなしません。）
- ⑤ 所定の収入基準に該当していること
（収入基準については 4、5ページを参照して下さい）
- ⑥ 入居しようとする者の中に暴力団員がいないこと

3 申込みの方法

建築住宅課で市営住宅入居申込書を受け取ってください。

市営住宅入居申込書に所要事項を記入し、下記の書類を添付の上、本人又は事情を説明できる方が、多治見市役所建築住宅課に持参してください。

市営住宅の募集回数は、年3回（1月・5月・9月頃）を予定しています。

【必要書類】

① マイナンバーの確認ができる書類

入居予定者全員分

通知カード、個人番号カード、住民票（個人番号が記載されているもの）のうちいずれか

② 官公署が発行又はこれに類する顔写真付きの本人確認書類

提出の為に来庁される方のみ

顔写真付きのものであれば1点…運転免許証、パスポート、障害者手帳 等
顔写真がないのものであれば2点…保険証、年金手帳 等

③ 入居申込書の記載事項が事実と相違ない旨の誓約書

④ 該当する方のみ提出していただく書類

- ・現在収入がある方でも、入居予定日までに退職することを条件に申込みをされる方は退職見込証明書を提出し、入居日までに退職証明書
- ・1月2日以降に就職された方は給与支払実績証明書又は勤務条件についての証明書
- ・結婚予定者にあっては、婚約証明書及び入居誓約書
（入居予定日から3ヶ月以内に結婚される方が対象となります。）
- ・滞納がない事が分かる証明書
（多治見市外在住の方のみが対象となります。）

4 市営住宅入居収入基準

入居資格の一要件である収入基準は次の算式(表1)により所得月額を計算して、その算出額が、158,000円以内であることとなります。

ただし、下記の(ア)から(カ)のいずれかに該当する場合は、「裁量階層」といい、収入基準(世帯の月額)を一般世帯に比べ緩和しています。

- (ア) 障害者世帯 (イ) 戦傷者世帯 (ウ) 原子爆弾被災者世帯
- (エ) 高齢者世帯 (オ) 子育て世帯(同居者に中学生卒業前の者があるもの)
- (カ) 新婚世帯等(ご夫婦の年齢の合計が80歳未満であって、婚姻の届出の日から2年以内であるもの)

裁量階層は算式(表1)により所得月額を計算してその算出額が、214,000円以内であることとなります。

表1 所得月額計算方法

$\frac{\text{年間総所得金額} - \{380,000 \times (\text{同居親族} + \text{別居扶養親族}) + \text{特別控除額}\}}{12} = \text{収入月額}$ <p style="text-align: center;">◎年間総所得金額・・・給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額 その他は税務署(税務課)の認定額。</p>
--

表2 収入計算で控除できる金額の一覧表 (年間総所得金額から下表の控除額を控除)

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族の対象として認められている方	
特別控除	寡婦(夫)控除	配偶者と死別または離婚してから婚姻をしていない場合で、扶養家族がいる方	その方の所得から27万円
	障害者控除	申込者または一般控除対象者の中で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている方 (うち、1~2級もしくはそれに相当する認定を受けている方)	1人につき 27万円 (40万円)
	老人扶養親族控除	扶養親族のうちで70才以上の方	1人につき 10万円
	特定扶養親族控除	扶養親族のうちで16才~22才までの方	1人につき 25万円

表3 下記の金額は、入居者及び同居者の合計額で特別控除がない場合の早見表です。

(但し、複数の所得の合算に関してはこの限りではありません)

	家族数	1人	2人	3人	4人	5人
入居収入基準	年間総収入金額	2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下
	年間総所得金額	1,896,000 円以下	2,276,000 円以下	2,656,000 円以下	3,036,000 円以下	3,416,000 円以下

5 市営住宅入居注意事項

- ① 申し込み数が募集戸数を上回った場合は、抽選で入居者を決定します。
- ② 入居に際して
 - ・敷金として家賃の3ヶ月分を納入していただきます。
 - ・入居者と同程度以上の収入のある連帯保証人が1人必要となります。
(注意) ア 連帯保証人は多治見市又は多治見市に隣接する市又は東濃圏域に居住している方を選任してください。
イ 現在公営住宅に入居している方は、連帯保証人にはなれません。
 - ・団地内では、ペット(犬、猫等)の飼育、持ち込みはできません。
- ③ 収入状況報告書の提出について
毎年7月頃に全世帯に収入状況報告書を送付します。次年度の家賃を決定するための書類ですので、提出期限までに必ず提出してください。
- ④ 駐車スペースについて
市営住宅の駐車場は1戸につき1台に限り使用できます。ただし、管理上支障がないと認められた場合は、1戸につき2台まで使用出来ます。(団地によっては駐車スペースがない団地がありますので、申込時にご確認ください)
* 尚、緊急時の妨げ・他の入居者への迷惑・交通事故の発生原因となる路上駐車等は絶対にしないでください。
- ⑤ 風呂の設置について
市営住宅には風呂の設置スペースはありますが、風呂桶・風呂釜(ガス釜)は入居者の負担で設置してください。(国京団地は除く)
- ⑥ 住宅室内の状態について
市営住宅の室内は、経年劣化による傷み等があります。部分的に補修していますが、新築同様の状態ではありませんので、あらかじめ、ご了承ください。
- ⑦ 住宅の明け渡しについて
下記の場合は、住宅の明け渡しを要求する場合があります。
 - ・不正行為によって入居したとき
 - ・家賃を3ヶ月以上滞納したとき
 - ・入居者が、暴力団員であったとき
 - ・一定の収入基準額を超え、収入超過者と認定されたときは、明け渡すよう努めなければなりません。また、高額所得者と認定されたときは、明け渡さなければなりません(公営住宅法の規定に基づく)。
収入超過者…入居から3年を経過し、かつ収入基準を超過している世帯
高額所得者…入居から5年を経過し、かつ直近2年間の所得月額が31万3千円を超えている世帯。
- ⑦ 住宅を退去する際の修繕
入居者の費用で修繕するもの
 - ・畳(表替等料金)、襖(張替等料金)、障子(張替等料金)
 - ・通常の使用によらないで生じた損傷